

伊丹市後期高齢者医療保険料口座振替事務取扱要綱

伊丹市後期高齢者医療保険料口座振替事務取扱要綱（平成２０年７月１日施行）の全部を改正する。

（目的）

第１条 この要綱は、後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の納付手続を簡略化し、市民の納付の利便を図り、納期内納付の向上及び自主納付の一層の確立を図るため、保険料の口座振替による収納について、伊丹市会計規則（平成２５年伊丹市規則第２３号）第１１条及びその他別に定めるもののほか、その取扱いにつき必要な事項を定めるものとする。

（対象保険料）

第２条 口座振替により取り扱う保険料は、現年度分とする。

（対象者）

第３条 口座振替の対象者は、伊丹市（以下「市」という。）の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に、預貯金口座を有する者で、当該取扱金融機関の承諾を得たものとする。

（指定預貯金口座）

第４条 口座振替を行う預貯金口座は、取扱金融機関の普通預金、普通貯金、通常貯金又は当座預金、当座貯金のうち、納付義務者が指定する預貯金口座とする。

（申込手続等）

第５条 納付義務者が口座振替の申込みを依頼するときは、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 伊丹市後期高齢者医療保険料口座振替依頼書（様式第１号。以下「振替依頼書」という。）に必要事項を記入のうえ、取扱金融機関届出印を押印し、市長へ提出する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、ゆうちょ銀行に有する貯金口座を指定して口座振替を希望する納付義務者は、同行所定の自動払込利用申込書に必要事項を記入のうえ、同行届出印を押印し、同行に提出する。
- (3) マルチペイメントネットワークサービスを利用した口座振替の申込みを依頼するときは、ペイジー口座振替届出書（様式第２号）に必要事項を記入のうえ、市が設置する専用の端末にキャッシュカードを通し、暗証番号

を入力し、当該届出書を市長へ提出する。

- 2 市長は、前項第1号の振替依頼書の提出を受けたときは、当該振替依頼書を伊丹市後期高齢者医療保険料口座振替依頼書送付表（様式第3号）に添付して取扱金融機関に送付する。
- 3 取扱金融機関（ゆうちょ銀行除く。）は、前項の規定による申込みを受けたときは、記載事項及び預貯金口座の有無等を確認のうえ、伊丹市後期高齢者医療保険料口座振替依頼書受理表（様式第4号）を速やかに市長へ送付する。
- 4 ゆうちょ銀行は、第1項第2号の規定による申込みを受けたときは、記載事項及び貯金口座の有無等を確認し、承諾したときは、同行所定の自動払込受付通知書（以下「受付通知書」という。）を速やかに市長へ送付する。
- 5 第1項第3号に規定する方法により、納付義務者から口座振替の申込みを受けたときの取扱いは、別に定める「マルチペイメントネットワークサービスを利用した口座振替受付事務取扱要領」によるものとする。

（口座振替の開始時期）

第6条 口座振替による納付は、市長が振替依頼書を受理した場合においてはその翌々月の振替日から、受付通知書を受理した場合においてはその翌月の振替日から取り扱うものとする。

（口座振替依頼データの送付）

第7条 市長は、口座振替による納付を行う納付義務者の納付書等の内容を記録した口座振替依頼データを振替日の6営業日前までに市が口座振替処理に係るデータの伝送業務を委託する事業者（以下「委託業者」という。）へ送付し、委託業者は当該口座振替依頼データを振替日の4営業日前までに取扱金融機関に送付する。

（振替日）

第8条 振替日は、市の指定した日とする。ただし、当該日が取扱金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。

（振替納付手続）

第9条 指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、振替日に指定預貯金口座から保険料を引き落とし、口座振替収納済通知書（様式第5号。以下「収納済通知書」という。）を指定金融機関に送付することにより振替納付手続を行うものとする。

2 指定金融機関は、前項の規定に基づき送付された収納済通知書を会計管理者に送付する。

3 指定金融機関は、振替日に指定預貯金口座から保険料を引き落とし、収納済通知書を会計管理者に送付することにより振替納付手続を行うものとする。

（口座振替結果データの返送等）

第10条 取扱金融機関は、振替処理が完了した口座振替結果データを振替日の2営業日後までに委託業者へ返送し、委託業者は、取扱金融機関から返送された口座振替結果データを振替日の3営業日後までに市長へ返送するものとする。

（振替不能時の処理）

第11条 市長は、口座振替が不能となったときは、当該不能分の納付書を作成し、納付義務者へ送付する。

（納付済通知書の送付）

第12条 市長は、その年の最終の納期が終わった後に一年分の納付済通知書（様式第6号）を作成し、納付義務者に送付し領収書に代えるものとする。

（口座振替の廃止）

第13条 取扱金融機関は、納付義務者から解約の申出があったときは、速やかに市長に通知（様式随意）する。また、市長は、納付義務者から市長に直接口座振替取消しの申出があったときは、口座振替廃止の処理を行う。

（指定預貯金口座の変更）

第14条 納付義務者が指定預貯金口座の変更をしようとするときは、第5条の例により届け出るものとする。

（口座振替の停止）

第15条 市長は、振替不能等の事由により収納事務に支障をきたす納付義務者については、口座振替による納付を停止することができる。

（細則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。